

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
(安全基準) 第2条 略 <u>2 条例第2条第5号に規定する再生材の安全基準は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものとする。</u> (事前協議) 第3条 条例第8条第1項に規定する事前協議は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。<u>この場合において、各図面については事業内容の確認が可能なもので、縮尺表記が備えられたものとする。</u> (1) ～ (3) 略 (4) 位置図 (5) 略 (6) 次条に規定する周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し (7) 略 (8) 土砂等の搬入経路図	(安全基準) 第2条 略 (事前協議) 第3条 条例第8条第1項に規定する事前協議は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。 (1) ～ (3) 略 (4) 位置図 <u>(縮尺5,000分の1以上2,500分の1以下)</u> (5) 略 (6) 次条に規定する周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し <u>(縮尺3,000分の1以上1,500分の1以下)</u> (7) 略 (8) 土砂等の搬入経路図 <u>(縮尺5万分の1以上2,500分の1以下)</u>

(9) 現況平面図及び縦横断面図

(10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図

(11) 現況排水平面図及び縦横断面図

(12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図

(13) 放流先水路流域図及び断面図

(14) ～ (17) 略

2・3 略

(適用除外)

第6条 略

2 条例第11条第2項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) ～ (4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を受けて行う開発行為のうち、市街化区域内及び同法第12条の4第1項で定める地区計画区域内で行う

1以下)

(9) 現況平面図及び縦横断面図 (縮尺500分の1以上50分の1以下)

(10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図 (縮尺500分の1以上50分の1以下)

(11) 現況排水平面図及び縦横断面図 (縮尺500分の1以上50分の1以下)

(12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図 (縮尺500分の1以上50分の1以下)

(13) 放流先水路流域図 (縮尺2, 500分の1) 及び断面図 (縮尺250分の1以上100分の1以下)

(14) ～ (17) 略

2・3 略

(適用除外)

第6条 略

2 条例第11条第2項第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) ～ (4) 略

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を受けて行う開発行為のうち、市街化区域内及び都市計画法第12条の4第1項で定める地区計画区域内

事業

(6) ・ (7) 略

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和4年法律第55号）

第12条の規定による許可を受けた事業

3 条例第11条第2項第6号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 太陽光発電等の場内進入を伴わない施設の建設又は改修工事であって、碎石又は再生材を敷設する事業。この場合において、事業開始前に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明し、同意を得なければならない。

(4) 駐車場、私道路又は資材置場の新規造成であって、碎石又は再生材を敷設する事業。この場合において、再生材の使用は下層に限ること。また、事業開始前に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明し、同意を得なければならない。

(5) 施設等の建築又は改修工事であって、事業地に接する道路が狭く大型車両等による土砂の搬入ができない場合において積み替えるために一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積させる土地については、他の土砂等が混入することがないように管理しなければならない。また、事業開始前に

で行う事業

(6) ・ (7) 略

3 条例第11条第2項第5号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 太陽光発電等の施設の建設又は改修工事であって、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものに限る。

(4) 駐車場、建築基礎、私道路又は資材置場の新規造成であって、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものであって、表層に敷設しないものとする。

(5) 施設等の建築又は改修工事であって、事業地に接する道路が狭く大型車両等による土砂の搬入ができない場合において積み替えるために一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積させる土地については、他の土砂等が混入することがないように管理しなければならない。

事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

(6) 施設等の建設又は改修工事に伴い事業地より発生した土砂を一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積土砂については、別表第1で定める基準に適合するものであって、事業を開始する前に土砂の撤去等に係る計画が策定され、前号後段の規定による管理をしなければならない。また、事業開始前に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

(7) ・ (8) 略

(9) 事業区域の農地改良であって、農作物を耕作するために耕作地で不足した土砂を補うための客土を行う事業（農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条に伴う事業を除く。）で、かつ、その高さが前面道路から50センチメートル未満の事業。この場合において、事業開始前に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

(10) 事業区域の農地改良であって、水田の機能回復保全を目的に川砂等による地盤改良を行う事業（農地法第4条及び第5条に伴う事業を除く。）。この場合において、事業開始前

(6) 施設等の建設又は改修工事に伴い事業地より発生した土砂を一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積土砂については、別表第1で定める基準に適合するものであって、事業を開始する前に土砂の撤去等に係る計画が策定され、前号後段の規定による管理をしなければならない。

(7) ・ (8) 略

(9) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって、農作物を耕作するために耕作地で不足した土砂を補うための客土を行う事業で、かつ、現況の周辺地盤面より高くない事業

(10) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって、水田の機能回復保全を目的に川砂等による地盤改良を行う事業

に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

- (11) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の宅地分譲（市街化区域内又は地区計画区域において行うものに限る。）を目的に行う事業であって、その高さが前面道路から50センチメートル未満の事業。ただし、事業開始前に事業区域からおおむね6メートル以内の範囲の所在地番にかかる土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

（事業の許可申請）

第7条 略

2 略

(1)～(8) 略

(9) 地質分析結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法

- (11) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の宅地分譲（市街化区域内において行うものに限る。）を目的に行う事業であって、その高さが前面道路から50センチメートル未満の事業

4 前項第2号から第4号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及び居住者へ事業内容を説明し、同意を得なければならない。

5 第3項第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

（事業の許可申請）

第7条 略

2 略

(1)～(8) 略

(9) 地質分析結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法

律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)。ただし、土砂等が採取土砂に該当する場合はその採取場が採石法第33条又は砂利採取法第16条による認可を受けていることを証する書類及び採取土砂を譲り受けたことを証する書類に、茨城県土木部の指定する工場から搬出される再生材である場合は茨城県土木部の指定する工場であることを証する書類、骨材試験結果を証する書類及び再生材を譲り受けたことを証する書類に代えることができる。

(10)～(16)略

(施工管理者の要件)

第10条 条例第14条第1項に規定する施工管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそれと同等の能力を有するものとする。ただし、市長が事業区域の周辺の地域の生活環境の保全上、支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(1)～(5)略

(土砂等の搬入の届出)

第14条 略

2 略

3 条例第17条第2項第2号の採取土砂であることを証するた

律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)。ただし、土砂等が採取土砂に該当する場合はその採取場が採石法第33条又は砂利採取法第16条による認可を受けていることを証する書類及び採取土砂を譲り受けたことを証する書類に、茨城県土木部の指定する工場から搬出される再生砕石である場合は茨城県土木部の指定する工場であることを証する書類、骨材試験結果を証する書類及び再生砕石を譲り受けたことを証する書類に代えることができる。

(10)～(16)略

(施工管理者の要件)

第10条 条例第14条第1項に規定する施工管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそれと同等の能力を有するものとする。ただし、市長が事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止上、支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(1)～(5)略

(土砂等の搬入の届出)

第14条 略

2 略

3 条例第17条第2項第2号の採取土砂であることを証するた

めに必要な書面として規則で定めるものは、採取土砂に係る売渡証明書その他の採取土砂を譲り受けたことを証する書面とする。

(土砂等の地質検査)

第16条 略

(1) 試料とする土砂等の採取は、市職員及び事業主等が契約した分析機関の環境計量士の立会いのもと、5地点（それぞれの地点は、事業に供する区域の中央地点及び同中心点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートル。当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点で、市職員の指示した地点とする。）の土壌について行うこと。

(2) 略

(3) 搬入元の地質検査（採取土砂を除く。）については、採取区域の面積が3,000平方メートル以内については1検体とし、その超える部分について3,000平方メートル毎につき1検体を要する（検体を複数採取する場合は各検体地点が離れるように必要検体数で土砂採取地面積を等分し、それぞれの中心点を前2号の方法に倣うこと。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができ

めに必要な書面で規則で定めるものは、採取土砂に係る売渡証明書その他の採取土砂を譲り受けたことを証する書面とする。

(搬入する土砂等の地質検査)

第16条 略

(1) 試料とする土砂等の採取は、市職員及び事業主等が契約した分析機関の環境計量士の立会いのもと、4地点（それぞれの地点は、事業に供する区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートル以上の地点で、市職員の指示した地点とする。）の土壌について行うこと。

(2) 略

る。) こと。

2・3 略

(地質検査の報告)

第17条 条例第19条第1項の規定による地質検査の報告は、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内に、土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書(様式第21号。以下「地質検査報告書」という。)に次に掲げる書面を添付して行うものとする。ただし、採取土砂及び再生材のみを用いて事業を行った場合は、事業の廃止及び完了の際を除き、地質検査及びその報告を省略できるものとする。

(1) 第16条第1項第1号による地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第16条第1項第1号による地質検査の試料に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書

(事業廃止等の届出)

第19条 略

2 前項の規定による廃止(中止)の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日までに、地質検査報告書(様式第21号)に第17条各号に掲げる書面を添付して行うものとする。ただし、採取土砂及び再生材のみを用いて事業を行った場合は、事業の廃止(中止)の際に特別に提出を求めた場合を除き、地質検査及びその報告を省略できるものとする。

2・3 略

(地質検査の報告)

第17条 条例第19条第1項の規定による地質検査の報告は、事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内に、土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書(様式第21号。以下「地質検査報告書」という。)に次に掲げる書面を添付して行うものとする。ただし、採取土砂を用いて事業を行った場合は、事業の廃止及び完了の際を除き、地質検査を省略できるものとする。

(1) 地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 地質検査の試料に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書

(事業廃止等の届出)

第19条 略

(事業完了の届出)

第20条 略

2 前項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日までに、地質検査報告書（様式第21号）に第17条各号に掲げる書面を添付して行うものとする。ただし、採取土砂及び再生材のみを用いて事業を行った場合は、事業の完了の際に特別に提出を求めた場合を除き、地質検査及びその報告書を省略できるものとする。

3 略

(措置命令等)

第22条 略

2 条例第25条第1項及び第2項の規定による生活環境保全のために必要な措置を命ずるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書（様式第30号。以下「改善措置命令書」という。）により行うものとする。

3 前2項に基づく命令書を発出する場合において、地権者と事業主等が異なるときは、行政処分の対象となる地権者に対して、事業主等へ命令書が出されたことについての通知を行うものとする。

(許可の取消し等)

第23条 略

2 条例第26条第2項の規定による取消しに係る事業に使用さ

(事業完了の届出)

第20条 略

2 略

(措置命令等)

第22条 略

2 条例第25条第1項及び第2項の規定による災害の発生の防止に必要な措置を命ずるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書（様式第30号。以下「改善措置命令書」という。）により行うものとする。

(許可の取消し等)

第23条 略

2 条例第26条第2項の規定による取消しに係る事業に使用さ

れた土砂等について生活環境の保全のために必要な措置を命ずるときは、改善措置命令書により行うものとする。

- 3 前2項に基づく通知書又は命令書を発出する場合において、地権者と事業主等が異なるときは、行政処分の対象となる地権者に対して、事業主等へ通知書又は命令書が出されたことについての通知を行うものとする。

別表第1（第2条、第6条、第14条、第16条関係）

項目	基準値	測定方法
略	略	略
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準 J G S 0 2 1 1—2 0 2 0 「土懸濁液のpH試験方法」
略		

別表第2（第9条関係）

項目	基準
周辺対策	1～4 略 5 第6条第3項第5号及び第6号に規定する事業においては事業概要等（事業主、施行主、堆積期間、土量その他必要な事項）を記入した標識を <u>堆積させる土地に設置すること。ただし、設置場所については事前に市と協議を要するものとする。</u>
略	略

別表第3（第9条関係）

れた土砂等の災害の防止に必要な措置を命ずるときは、改善措置命令書により行うものとする。

別表第1（第2条、第6条、第14条、第16条関係）

項目	基準値	測定方法
略	略	略
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準 J G S 0 2 1 1—2 0 0 * 「土懸濁液のpH試験方法」
略		

別表第2（第9条関係）

項目	基準
周辺対策	1～4 略 5 第6条第3項第5号及び第6号に規定する事業においては事業概要等（事業主、施行主、堆積期間、土量その他必要な事項）を記入した標識を設置すること。
略	略

別表第3（第9条関係）

項目	構造上の基準
堆積及び 一時堆積	1 底面積は、一山につき 3 0 0 平方メートル以内とすること。 2 一時堆積区域の隣接地と当該一時堆積区域との間に、2 メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。 3 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が 2. 0 メートル以下であること。
略	略
その他	1 ～ 5 略 6 再生材の使用用途は、下層に限ること。ただし、

項目	構造上の基準
埋立て及び盛土	1 前面道路との段差は、0. 5 メートル以内とし、必要に応じて土圧に耐える土留めをすること。ただし、土地利用上やむを得ない理由がある場合又は安全性が確認された場合は、この限りでない。 2 転地替又は客土のための掘削は、地表から 1. 0 メートル以内とすること。
堆積	1 底面積は、一山につき 3 0 0 平方メートル以内とすること。 2 高さは、2. 5 メートル以内とすること。 3 一山につきその周囲 2. 0 メートルを空き地として、安全帯を設けること。
一時堆積	1 一時堆積区域の隣接地と当該一時堆積区域との間に、2 メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。 2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が 2. 5 メートル以下であること。
略	略
その他	1 ～ 5 略

	<u>事業後の事業地において車両及び人員等の場内進入を伴わない用途についてはこの限りではない。</u>		
様式第 1 号（第 3 条関係） 別紙 1 のとおり		様式第 1 号（第 3 条関係） 別紙 1 のとおり	
様式第 2 号（第 3 条関係） 別紙 2 のとおり		様式第 2 号（第 3 条関係） 別紙 2 のとおり	
様式第 4 号（第 3 条関係） 別紙 3 のとおり		様式第 4 号（第 3 条関係） 別紙 3 のとおり	
様式第 6 号（第 5 条関係） 別紙 4 のとおり		様式第 6 号（第 5 条関係） 別紙 4 のとおり	
様式第 7 号（第 7 条関係） 別紙 5 のとおり		様式第 7 号（第 7 条関係） 別紙 5 のとおり	
様式第 8 号（第 7 条関係） 別紙 6 のとおり		様式第 8 号（第 7 条関係） 別紙 6 のとおり	
様式第 1 0 号（第 7 条、第 1 4 条、第 1 7 条関係） 別紙 7 のとおり		様式第 1 0 号（第 7 条、第 1 4 条、第 1 7 条関係） 別紙 7 のとおり	
様式第 2 1 号（第 1 7 条、 <u>第 1 9 条、第 2 0 条</u> 関係） 別紙 8 のとおり		様式第 2 1 号（第 1 7 条関係） 別紙 8 のとおり	
様式第 2 6 号（第 2 0 条関係） 別紙 9 のとおり		様式第 2 6 号（第 2 0 条関係） 別紙 9 のとおり	

様式第 3 4 号（第 2 8 条関係）
別紙 1 0 のとおり

様式第 3 4 号（第 2 8 条関係）
別紙 1 0 のとおり